資料 1

1108 修正案	委員意見	対応	委員意見	
行政機関等から個人情報の取扱の委託を受				
けた者は、当該委託を受けた業務を行う場				
合における個人情報の取扱について、行政				
機関等と同様の安全管理措置義務を負うと				
ころ、区が保有個人情報の取扱を委託する				
場合、業務を所管する課は安全管理措置と				
して以下の事項を遵守しなければならな				
V.				
1. 個人情報の適切な管理を行う能力を有	豊島区情報システム管理運営規則 17 条は、	委託先にアクセスを認める情報システムの	事務対応ガイド 4-8-9(1)注 2 は、「外部	事務対応ガイド 4-8-9(1)注 2 に対応する
しない者を選定することがないよう「豊	情報システムの導入等の目的、効果、経費等	範囲を定めるべきだとのご意見と存じます	委託先にアクセスを許可する情報の種類と	基準の必要性は理解したが、現在、それに対
島区情報セキュリティ対策基準」8.1 外部	を明確にした上で、情報システム管理者に	が、本件については、「豊島区情報セキュリ	範囲、アクセス方法」(「豊島区情報セキュ	応した基準がないため、守るべき事項の本
委託(1)外部委託先の選定基準 <mark>等</mark> に準拠	対して情報システム検討依頼を行い、その	ティ対策基準」8.1 外部委託(1)外部委託	リティ対策基準」8.1(2)) を判断する際の規	文には「豊島区情報セキュリティ対策基準」
した選定を行うこと。	承認を受けた上で導入等を行うといった形	先の選定基準に「外部委託先の選定にあた	定の策定を求めているので、「豊島区情報セ	8.1 外部委託(1)外部委託先の選定基準の
(1)「豊島区情報セキュリティ対策基準」	で、情報システムの導入又は変更の手続に	り、委託内容に応じた情報セキュリティ対	キュリティ対策基準」8.1 のみでは事務対応	後に「等」を追加し、事務対応ガイド 4-8-
8.1 外部委託(1)外部委託先の選定基	関して定めた規定であると理解しておりま	策が確保されることを確認しなければなら	ガイド 4-8-9(1)注 2 に対応できません。	9(1)注 2 に対応する基準については今後作
<u>準に準拠した選定を行うこと。</u>	す。	ない。」とあり、「アクセスを許可する情報	もっとも、各情報をレベルごとに分類され	成する。
(2)情報システムの導入または変更に当	もっとも、事務対応ガイド 4-8-9(1)注 2	の種類と範囲、アクセス方法」についても	ているとのことですので、その分類を用い	
たっては、「豊島区情報システム管理運	では、委託先にアクセスを認める情報シス	当然含まれると解釈するべきことから、記	て、「原則、個人情報のアクセスは認めない	
営規則」第 17 条によること。	テムの範囲に関する基準を整備することを	載内容をこのとおりとした。(情報管理課)	が、●●というセキュリティ体制を備えて	
	求めておりますので、豊島区情報システム		いる場合は、レベル○までの個人情報のア	
	管理運営規則 17 条は上記の基準としては		クセスを認める・・・」というような内容で基	
	やや不適当であると思われ、その先の、アク		準を策定することは可能かと思われます。	
	セスを認める情報システムの範囲に関する			
	基準を引用すべきと思われます。			
	既に区にそのような基準があればそちらを			
	引用していただきたく存じますが、そのよ			
	うな基準がなければ、この機会に、総務省発			
	表の「地方公共団体におけるセキュリティ			
	ポリシーに関するガイドライン」			
	(https://www.soumu.go.jp/main_content/			
	000805453.pdf) 等を参考に整備された方			
	がよろしいかと思います。			
2. 契約書に次の事項を明記する。				
(1) 個人情報に関する秘密保持、利用目				
的以外の目的のための利用の禁止等の				
義務				

(2) 再委託の制限又は事前承認等再委託				
に係る条件に関する事項(再委託先が				
委託先の子会社 (会社法 (平成 17 年法				
律第86号)第2条第1項第3号に規				
定する子会社をいう。) である場合も含				
む。)(なお、委託先との契約書に、再委				
託に際して再委託先に求める事項は、				
再委託先が子会社である場合も、同様				
に求めるべきことを明記する。)				
(3)個人情報の複製等の制限に関する事				
項				
(4)個人情報の安全管理に関する事項				
(5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時				
における対応に関する事項				
(6) 委託終了時における個人情報の消去				
及び媒体の返却に関する事項				
(7) 法令及び契約に違反した場合におけ				
る契約解除、損害賠償責任その他必要				
な事項				
(8) 契約内容の順守状況についての定期				
的報告に関する事項及び委託先におけ				
る委託された個人情報の取扱状況を把				
握するための監督等に関する事項(再				
委託の監督等に関する事項を含む。)				
(9) 取扱を委託する個人情報の範囲				
※ 記載例は、「別紙1_個人情報特記事項」				
のとおり				
3. 次の事項を書面で確認する。				
(1) 委託先における責任者及び業務従事				
者の管理体制及び実施体制				
※ 記載例は、「別紙2_責任者及び業務従				
事者の管理及び実施体制等報告書」のと				
おり				
(2) 委託先におけるセキュリティ要件				
※ 記載例は、「別紙3_外部委託先に関す	別紙3は、総務省が公表している「地方公	①完成版は、前回添付した案の内容(小田		
るセキュリティ要件のチェックシート」	共団体における情報セキュリティポリシー	委員より戴いたもの。)		
のとおり	に関するガイドライン改定のポイントにつ			
※ 情報システムの運用、保守等の委託を	v 7 2]	②ご指摘を受け、 別紙3の項目を追加 した。	従前の修正案で不足点として指摘した、「個	
行う場合は、委託内容に応じた情報セキ	(https://www.soumu.go.jp/main_content/		人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置	
ュリティ対策が確保されていることの確	000857160.pdf) 9 頁に記載されている「外		の見直し」、「アクセス制御」、「アクセス者	
	•	•	+	

ステムの国際規格の認証取得状況、情報 セキュリティ監査の実施状況等について 確認する。

認及び情報セキュリティマネジメントシ 部委託先に関するセキュリティ要件のチェ ックシート」のサンプルと同内容ですので、 同チェックシートを使用されるものと理解 いたしました。もっとも、当職らが確認でき た同チェックシートはあくまでも総務省の 検討段階のサンプルですので、完成版がお 手元にありましたら、確認のため、ご共有い ただけますと幸いです。

> その上で、同チェックシートは「地方公共団 体におけるセキュリティポリシーに関する ガイドライン」の対策基準 8.1(3)にも記載 されているもので、内容として大きな問題 はないと思われます。もっとも、個人情報保 護法 66 条 2 項において、同条 1 項で規定 される行政機関等が講じるべき安全管理措 置と同内容の措置が、委託先にも求められ ており、その措置内容は、事務対応ガイド4 -3-1-1(1)に列挙されています。他の別 紙と併せて、事務対応ガイド4-3-1-1(1) の列挙事由を網羅的に確認できるようにな っているか、ご確認ください。具体的には、 組織的安全管理措置の「個人情報の取扱状 況の把握及び安全管理措置の見直し」、技術 的安全管理措置の「アクセス制御」「アクセ ス者の識別と認証」は、いただいた別紙2~4 に規定されていないように思われます。

契約に係るデータの管理責 任者を定め、データへのア クセス状況を記録し、一定 の期間保存する。

9. 安全管 理義務

業務の従事者を限定すると ともにパスワード等の管理 に関する定めを整備し、パ スワード等の読取防止等を 行うための措置を講ずる。

- ⇒ 「特記事項」再委託の制限(第5条第 2項)の記載内容と合わせた。
 - ※ 再委託先に乙(受託者)と同程度の 義務を課すとされていることから 表現を合わせるため。

の識別と認証」につきまして、

- ▶ 「個人情報の取扱状況の把握及び安全 管理措置の見直し」のうち、「個人情報 の取扱状況の把握」は別紙3の「デー タへのアクセス状況を記録し、一定の 期間保存する」という追記でカバーさ れるものと理解しました。また、「安全 管理措置の見直し」は契約締結時に確 認するものではなく契約期間中に行わ れるものですが、別紙 4-1 又は 2 で検 査した上で、不備がある場合には別紙 4-3 で対応策も含めて報告を受けるこ とになっているので、貴区においてく 契約期間中に確認可能であると思われ ます。
- ▶ 「アクセス制御」は、「業務の従事者を 限定するとともにパスワード等の管理 に関する定めを整備」という追記でカ バーされるものと理解しました。
- (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/23040 1_guidelines01.pdf)の 176、177 頁、及 び個人情報取扱事業者等向けの Q&A(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/ 2305 APPI QA.pdf)の Q10-19 もご参 照ください。)。

現在の別紙3(並びに別紙2及び4)に は、そのような確認項目がありません ので、追記する必要があるかと思われ ます。

上記のように複数の方法がありますの

▶ 技術的安全管理措置の「アクセス者の 別紙3に、個人情報の保護に関する法律に 識別と認証」とは、「個人データを取り │ ついてのガイドライン (通則編) 10-6_10-扱う情報システムを使用する者が正当 6 技術的安全管理措置より、「情報システ なアクセス権を有する者であること | ム (パソコン等の機器を含む。) を使用して を、識別した結果に基づき認証するこ | 個人データを取り扱う場合 (インターネッ と」を意味し、各ユーザーにユーザー名 | ト等を通じて外部と送受信等する場合を含 とパスワードを割り当てる、IPアドレーむ。)、個人データを取り扱う情報システム ス認証を実施する等の対応が考えられ | を使用する従業者が正当なアクセス権を有 ます(上記を含む具体例について、個人 | する者であることを、識別した結果に基づ 情報取扱事業者等向けのガイドライン | き認証しているか。」の項目を追加した。

			で、最適な方法をご検討いただき、別紙	
			3にご追記いただければと存じます。	
			3 にこ担託がただけれいなど行しまり。	
(3)個人情報の管理状況についての検査				
 に関する事項 等の必要な事項				
検査の方法は、5.のとおり。	いただいた別紙4は、検査の際に使用する	5. に検査についての記載があることから、	「個人情報の管理状況についての検査に関	ご指摘のとおり修正する。
保有個人情報の取扱に係る業務を外部に	チェックシートであると思われますが、事	検査の方法については、「検査の方法は、5.	する事項」の書面確認については、別紙 4-	
委託する場合には、委託する業務に係る保	務対応ガイド4-8-9(1)における「個	のとおり。」とし、内容は、別紙によるとし	1 又は 4-2 を用いて検査を行う限り、どの	
有個人情報の秘匿性等その内容やその量等	人情報の管理状況についての検査に関する	た。また、方法、次期、回数は仕様書に記載	ような方法・内容で検査を行うかは既に明	
に応じて、作業の管理体制及び実施体制や	事項」の書面確認というのは、「検査の際、	するとした。	らかであるため、別段の書面確認は不要で	
個人情報の管理の状況について、原則とし	どのような方法・内容で検査を行うのか」と		あると思われます。他方、別紙 4-1 又は 4-	
て実地検査を契約期間中年1回以上(契約	いうことを書面で確認する、という趣旨で	検査の方法を原則実地検査とし、条件によ	2 を用いずに検査を行う場合は、どのよう	
期間が1年を超える場合は年度ごと1回以	すので、同別紙は対応していないと思われ	り自主検査による書類の提出とする旨記載	な方法・内容で検査を行うか明らかではな	
上)、実施する。検査の内容は、別紙4-1	ます。	した。検査の内容については <u>別紙4-1又</u>	いので、事前の書面確認が必要となり、その	
に記載の内のとおりとするが、契約の内容		は4-2によることを明記した。また、検	点を明記した方がよろしいかと思います。	
により柔軟に項目を見直すものとする。		査の時期及び回数について、具体的な内容	その観点から、「(1030 修正案) 業務の委託	
実地検査が行えない等の理由がある場合		を仕様書に記載することとした。	に係る個人情報の安全確保のために守るべ	
は、受託事業者が自主検査を行ったうえで			き事項」に追記していますので、ご確認くだ	
検査結果を書面により提出するものとす			さい。	
る。検査の内容及び提出する書面は、別紙				
4-2のとおり。				
検査の結果、管理状況等に適切でないも				
のが見られる場合、受託事業者は改善の上、				
不適切箇所の内容等及び対応策を別紙4-				
3により報告する。				
したがって、別紙4-1又は4-2を用				
いて検査を行うことが予定されている場合				
は、既に個人情報の管理状況についての検				
査に関する事項は明らかであるので、特段				
の書面提出を要しない。他方、別紙4-1				
又は4-2を用いずに検査を行うことが予				
定されている場合は、契約締結前に、当該				
検査の方法及び内容を、書面により確認す				
<u>るものとする。</u>				
なお、検査の方法、時期及び回数は、住				
様書に記載すること。				
※ 記載例は、「別紙4-1_個人情報管理		5. の文中に移動した。	こちらは特に修正はないものと理解しまし	削除済み。
状況の確認書 (実地検査)」、			た。もっとも、既に別紙 4-1~3 を用いるこ	
「別紙4-2_個人情報管理			とは、赤字箇所に表れているので、読みやす	
状況の確認書(書面検査)」、			さの観点から、左記の※箇所の記載は削除	

「別紙4-3 不適切箇所に			しても良いのではないかと思います。	
関する報告書しのとおり			その観点から、「(1030 修正案) 業務の委託	
 別 			に係る個人情報の安全確保のために守るべ	
			き事項」を修正していますので、ご確認くだ	
			さずる」を修正していますので、こ確応くたさい。	
※ 別紙 9 及び 9 は原則 - 契約後連絡が前	意見1別紙2の内容は体制及び名簿(個人	ご音目を受け 軍修工 〕を	個人情報(氏名)を出さずとも、部署名及び	ご指摘の通り修正する。
	情報)ですので、個人名について入札時に受	<u> </u>	役職名のみを記載する等して「委託先にお	こ旧画の地グ圏チャン。
	注前に提出させるのは難しい点もあろうと	別紙374 東前提出(必須)	ける責任者及び業務従事者の管理体制及び	
	思います。また別紙3は単なるチェックシ		, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -,	
	ートですので、契約前にこれらの遵守がで			
	きるかは、契約内容として当然確認される			
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ものと思います。実質的に提出ができる旨、		結前の提出を求めてもよろしいかと思いま	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	確認しているのであれば、実際の提出が契	147 C 9 00	す。	
	約後になることもやむを得ないかと考えま	 → 「5 」に同様の記載があるため削除	90	
った場合、変更ごとに再提出を受ける。		一 で、		
	['] [']	7-0		
	いが別紙3)を提出しなければ、業務委託契			
	約の受託者の守るべき事項が守られないの			
	で、解約の検討をされてよいと考えます。			
事業者が自主検査の上作成記入し、所管				
課に <u>た書面の</u> 提出す を受け る。	の確認のための資料であるところ、同(1)の			
<u>麻にた音曲が</u> ルロッ と文け る。	確認は契約締結前の委託先の選定のために			
	行われるものです。また、別紙3は、総務			
	省発表の「地方公共団体におけるセキュリ			
	ティポリシーに関するガイドライン」の対			
	策基準 8.1(3)において「契約を行う際」に確			
	認するものとされています。そのため別紙			
	2 及び3 のいずれも、契約締結前に提出を			
	受けなければならないと思われます(なお、			
	お送りいただいた個人情報特記事項5条2			
	項においても、別紙2及び3は、委託先が			
	再委託する際に、委託先において再委託選			
	定の段階で使用することが予定されている			
	ものと存じます。)			
4. 保有個人情報の取扱に係る業務を外部				
に委託する場合には、取り扱いを委託する				
個人情報の範囲は、委託する業務内容に照				
らして必要最小限でなければならない。				
5. 保有個人情報の取扱に係る業務を外部	契約中の検査においても検査結果を記録す	3. (3) と内容が被るため、調整を行うべ	3(3)と内容が重複しているので本項は削除	3. (3) にまとめ削除した。
に委託する場合には、委託する業務に係る		きか。 要検討 ⇒ 「3.(3)を修正した。		

保有個人情報の秘匿性等その内容やその量	の結果記録書面として使用可能と思われま	
等に応じて、作業の管理体制及び実施体制		
や個人情報の管理の状況について、少なく	した。	
とも年1回以上 (契約期間が1年を超える	-	
場合は年度ごと1回以上)、原則として実地		
検査により確認 <u>した上で、検査を実施した</u>		
所管課(委託元)が検査結果を記載(記載		
例:別紙4-1) し、不適切箇所があった		
場合は指導の上、報告書(記載例:別紙4		
<u>-3) の提出を受けする。なお、実地検査</u>		
を行わない場合は、受託事業者が自主検査		
を行ったうえ、個人情報管理取扱状況を書		
面(記載例:別紙4-2)により報告する。		
6 <u>5</u> . 委託先において、保有個人情報の取		
扱いに係る業務が再委託される場合には、		
委託先に上記1.及び2.の措置を講じさ		
せるとともに、再委託される業務に係る保		
有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、		
委託先を通じて又は委託元自らが上記5.		
の措置を実施する。保有個人情報の取扱に		
係る業務について再委託先が再々委託を行		
う場合以降も同様とする。		
<u> 子</u> 6. 保有個人情報の取扱いに係る業務を		
派遣労働者によって行わせる場合は、労働		
者派遣契約書に秘密保持業務等個人情報の		
取扱に関する事項を明記する。		
<u>冬</u> 7. 保有個人情報の取扱いに係る業務を		
委託する場合には、漏えい等による被害発		
生のリスクを低減する観点から、委託する		
業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その		
内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個		
人を識別することができる記載の全部また		
は一部を削除し、又は別の記号等に置き換		
える等の措置を講ずる。		
<u>98</u> . 本事項は、個人情報保護又は情報セ		
キュリティの進展等を踏まえ、継続的に必		
要な見直しを行うものとする。		

1108 修正案	委員意見	対応状況	委員意見	対応状況
※1 枠で囲った部分は例示や注記等の	AAIN/1	契約課から、注記等と必要項目の違いが分	A A I I I	ATPUNITE
ため、契約書に添付する場合は修正又		かりにくいとの指摘を受け、注記等を枠で		
は削除すること。		囲むこととし、その旨記載した。		
また、契約の実状にあわせ、注記等				
を参考の上、記載内容の加除修正を行				
うこと。		 書式によらないことも可とすること及び		
※2 書式 が示されているものについて		その条件を追加した。		
も、書式と同等の内容の記載が認めら				
れるときは、当該書式によらないこと				
<u>も可とする。</u>				
(基本的責務)	意見1契約書本文において「○○契約(以			
第1条 ○○契約(以下「本契約」といい、	下、別紙記載の個人情報特記事項も含めて			
次条以下においては、本個人情報特記事	「本契約」という。)」といった記載をする			
項を含む。) に基づく○○業務の受託事	のであれば、本書面において、本契約を定	本契約の定義は、契約書面による。		
業者(以下「乙」という。)は、個人情報	義しないことでもよろしいかと思われま			
の保護に関する豊島区(以下「甲」とい	す。			
う。) の施策に協力するとともに、個人情	意見2契約課は契約の定義を外してほし			
報の保護の重要性を認識し、受託業務の	いと希望されているそうですが、契約を定			
処理に当たって個人情報を取り扱うと	義する箇所はどこでしょうか。			
きは、個人の権利利益を害することのな	意見3 今回加わったなお書きですが、契約			
いよう最大限配慮し、関係法令及び本個	に対して本特記事項が優先するとされて			
人情報特記事項を遵守しなければなら	いますが、寧ろ個別交渉を経た契約では本			
ない。なお、本契約と本個人情報特記事	特記事項に対する特約が求められるケー			
項に矛盾抵触がある場合には、第2条第	スの方があり得るものと思われます。その			
1項各号に掲げる個人情報(以下「取り				
扱う個人情報」という。) に関する限り、	固守し得るか、不安ではあります。			
本個人情報特記事項が優先するものと				
する。	約書の別紙・特記事項であるため、全体が			
※ 第1条において、文頭の記載を「本		21-27-27-27-27-27-27-27-27-27-27-27-27-27-		
契約」とする場合は、契約書本文に	契約」という記載で足りると考えます。	を受け、注記を追加した。		
「〇〇契約(以下、別紙記載の個人	松尾委員(第1回審議会資料B②)のご意			
情報特記事項も含めて「本契約」と	見でも、第2条以下では個人情報特記事項			
いう。)」といった記載を要する。こ	も含んで「本契約」というと定義されてい			
の場合は、下記の通りとする。	ますので、本契約とは業務委託契約の実質			
(基本的責務)	的な全体(特記事項とあわせて一体)を含			
第1条 本契約に基づく〇〇業務の受託	むべさとお考えの上で、厳密に契約本文と			

<u>事業者(以下「乙」という。)は、個人情</u> | 特記事項を別項に分けられたと拝察しま 報の保護に関する豊島区(以下「甲」と **いう。) の施策に協力するとともに、個人** を想定されていることからも。) の処理に当たって個人情報を取り扱う 「取り扱う個人情報」という。) に関する 限り、本個人情報特記事項が優先するも のとする。

| す。(第1条 「なお書き | のような矛盾抵触

情報の保護の重要性を認識し、受託業務|修正前特記事項の第18条(解除)にも、 「本契約」が出てくるところですが、契約 **ときは、個人の権利利益を害することの** 書の本体の方で、最初に「以下、本契約と **ないよう最大限配慮し、関係法令及び本** いう」とあるか、契約のタイトルがあって、 **個人情報特記事項を遵守しなければな** | 条文内で「本契約」と呼称されているので **らない。なお、契約書本文と本個人情報** | あれば、「本契約」 の指す内容は明確かと思 特記事項に矛盾抵触がある場合には、第 います。従前、行政情報公開・個人情報保 2条第1項各号に掲げる個人情報(以下 | 護審議会で審議していた、旧条例下の個人 情報特記事項では、第16条(解除)に「甲 は、契約を解除することができる。」と、 「本」が入っていなかったところですが、 検討するとこれは「本契約を解除すること ができる。」と特定するのが正確と考えま す。したがって、特記事項においては、前 提として契約の本文部分があることと、特 記事項を含む全体が「本契約」であること から、修正前の案でよろしいと考えます。 そのような考えからすれば、修正案の第1 条「なお書き」は、矛盾抵触が考えられる のであれば格別、旧条例下の業務委託契約 例からすれば、特段の規定は要しないと考 えます。

(取り扱う個人情報の範囲等)

第2条 乙は、受託業務の処理に当たって 外の個人情報の収集、保有、使用その他|解によるものであればご指摘ください。 の取扱いをしてはならない。

(1) 受託業務の処理のために甲から提 供される次の個人情報

ア氏名) (左記は例示であ り、具体的委託事案に応じ、

イ 住所 <u>甲が</u>提供する個 人情報の項目を記入する。)

ウ 電話番号

(2) 受託業務の処理のために収集する

|意見1||受託業務について取り扱われる個||「保有個人情報の取扱いに係る業務を外 は、次に掲げる個人情報に限り取り扱うしあり得ることから、本条のように取扱個人

人情報の種類は受託内容に応じて多様で | 部に委託する場合には、取り扱いを委託す る個人情報の範囲は、委託する業務内容に ことができるものとし、当該個人情報以 | 情報を限定できるか疑問視されますが、誤 | 照らして必要最小限でなければならな い。」とされていることから、個人情報の項 目の特定は必要(旧保護審で諮問する際 も、委託業務に使用する個人情報を列記し ていため、同様の運用になる) と考えてい る。

次の個人情報				
ア 家族構成 〉 (左記は例示であ				
り、具体的委託事案に応じ、				
イ 健康状態 <u>受託業者</u> び収				
集する個人情報				
の項目を記入す				
る。)				
ウ その他受託業務の処理のために	意見1 承認方法追加部分について書面に	甲の提出書面について()書き部分は		
必要となる個人情報で、収集に当た	紙媒体の他	文言を修正のうえ、第 15 条注記に移動し		
って事前に甲と <mark>乙で</mark> 協議し、 甲の書	を含むことはよろしいと考えます。形式的	た。		
面(紙に印字したもののほか、デー	な表記上の問題で、括弧書きの修正文言の	任意の書式を認めることの説明は、文頭に		
タによる提出方法も含む。また、書	うち「書式が示されているもの」「書式によ	移動した。		
式が示されているもの <u>について</u> も、	らないもの」の「もの」はどちらも「書面」			
乙が既に作成した資料等で、書式に	を指すのでしょうか。やや読みにくい感が			
より確認すべき内容が確認できる	あり、たとえば「書式が示されているもの			
と認められるときは、書式によらな	についても、…と認められるときは、当該	ご指摘により、特記事項に記載のない個人		
いものも可とする。以下同じ。) によ	書式によらないことも可とする。」などの	情報の項目については、別に甲の承認を得		
る <mark>甲の書面(データを含む。以下同</mark>	案もあるかと感じました。	る必要があることのみ記載し、甲の承認は		
<u>じ。) による</u> 承認を得たもの (※1)	意見2本特記事項を承認の書面とすると	別紙5-1によるとした。		
	いうことと理解しましたが、本特記事項に			
	は貴区が承認する旨の記載がないため、本	契約課から、区の方針であるペーパーレス		
	特記事項を承認の書面とすることは難し	の推進に対する指摘を受けたと共に、個人		
	いと存じます。また、ウは、本特記事項締	情報の取得の規定における書面に電磁的		
	結時に想定できなかった個人情報の収集	記録を含むとされていたことから、書面に		
	が締結後に必要となった場合に、収集前の	はデータを含むとし、文言を追加した。		
	書面による承認を条件に認めるという趣			
	旨ですので、その点からも本特記事項はウ			
	の書面にはならないと思われ、別途書式を			
	ご用意された方がよろしいかと思います。			
※1 個人情報の項目を具体的に掲げ		上記のとおり、項目の多寡ではなく特記事		
ることを原則とするが、具体的に掲		項に記載のない項目については甲乙で協		
げられない場合は、受託者の裁量で		議し、甲が承認するものとしたため一部削		
個人情報が取り扱われることのな		除した。		
いよう(2)のウのような表現を用い				
て、取り扱う個人情報の範囲を限定				
すること (項目が多い場合は別紙				
(記載例:別紙5 <u>-1</u>) によること				
も可とする)。				
※2 「(1) 受託業務の処理のために甲				
			•	•

から提供される個人情報」が存在し			
ない場合は、次のような表現にす			
る。			
(取り扱う個人情報の範囲等)			
第2条 乙は、受託業務の処理に当たって			
は、受託業務の処理のために収集する次			
の個人情報に限り取り扱うことができ			
るものとし、当該個人情報以外の個人情			
報の収集、保有、使用その他の取扱いを			
してはならない。			
(1) 家族構成] <u>(左配は例示であ</u>			
り、具体的委託事案に応じ、			
(2) 健康状態 <u>乙が収集する個</u>			
人情報の項目を記入する。)			
(3) その他受託業務の処理のために必			
要となる個人情報で、収集に当たって			
事前に甲と協議し、甲の書面による承			
認を得たもの			
※3 「(2) 受託業務の処理のために収			
集する個人情報」が存在しない場合			
は、次のような表現にする。			
(取り扱う個人情報の範囲等)			
第2条 乙は、受託業務の処理に当たって			
は、受託業務の処理のために甲から提供			
される次の個人情報に限り取り扱うこ			
とができるものとし、当該個人情報以外			
の個人情報の収集、保有、使用その他の			
取扱いをしてはならない。			
(1) 氏名 (左記は例示であ			
り、具体的委託事案に応じ、			
(2) 住所 <u>甲が</u> 提供する個			
人情報の項目を記入する。)			
(3) 電話番号			
2 乙は、受託業務に係る個人情報を取り			
扱う責任者及び作業従事者の氏名を、あ			
らかじめ甲に報告しなくてはならない。			
変更するときも、同様とする。			
(個人情報に関する秘密保持)	意見1第3条中の「漏洩」は、第14条「漏	ご指摘により、「漏えい」に統一した。	
第3条 受託業務に従事している者又は	えい」と表記を統一されたらよろしいかと		

従事していた者は、受託業務に関して知│存じます。具体的には、従前の例又は公用 り得た個人情報を第三者(乙の子会社又 | 文の慣用にならい、「漏えい」でよろしいの は関係会社を含む。以下同じ。)に提供又 かと考えます。 は漏洩えいしてはならず、乙はかかる者 がこれを遵守することを確保しなけれ ばならない。

2 本条の定めは、本受託業務終了後も同 様とする。

(個人情報に関する秘密保持)

れる場合は、次のような表現にする。

から書面による承認を受けたときは、こ の限りでない(書面の様式は任意、記載

例: 別紙 5-2を参考に作成すること)。

なお、緊急の場合は、書面による承認を

省略できるが、かかる場合においても提

供後は速やかに甲に通知しなければな

※ 外部提供することがあらかじめ予 │ 意見 1 本項の書面は貴区が作成して委託 │ ご指摘により、書式として別紙5-2を作 │ 別紙 5-2 につき形式的な修正を行いまし │ 想され、かつ、やむを得ないと考えら | 先に提出するものですので、事前に雛形を | 成した。 作成しておき、個々の案件担当者は、当該 案件における承認対象の情報や承認条件 第3条 受託業務に従事している者又は を記載すれば足りるようにしておいた方 り得た個人情報を第三者(乙の子会社又 思われます。

は漏典**えい**してはならず、乙はかかる者 │ れる場合ですが、「区民などの福祉の向上 │ 向上」といった表現を採用した。 がこれを遵守することを確保しなけれ一のため」といった個人情報保護と関わりの ばならない。ただし、区民等の福祉の向しない理由ではなく、再委託など当該業務の 上のために特に必要であると認められ | 遂行のため特に必要のある場合にすべき る場合において、事前に**通知を行い、**甲 でしょう。

従事していた者は、受託業務に関して知│が、記録管理等の観点から、よろしいかと│一般的にはご指摘の通りですが、人命がか│あっても、事後の速やかな通知を求めるこ かっているなどの事情により外部提供で は関係会社を含む。以下同じ。)に提供又 │ 意見 2 第三者提供につき区の承認を得ら │ きることがあるため、「区民などの福祉の

とすることを明記した。

また、書面についての説明を第2条(2)ウ から移動した。

冒頭の説明文及び第2条(2)の記載「甲の | 面を含む場合は「書面等」と記載して、「書 書面(データを含む。以下同じ。)」により ()内な説明がされているため削除し

個人情報特記事項第3条1項のなお書は、 事前承認を行う時間がない緊急の場合で また、書式5-6を作成した。 とはできると思いますので、その旨「(1030 修正案) 別紙1 個人情報 特記事項 に追 記しました。なお、この追記を行う場合、 「別紙 5-2」を改変する等して別途書式を 用意されるべきかと思います。

第2条(2)ウから移動された、書面に関する ご指摘の通り修正する。 通知の方法について、証拠が残るよう書面 │ 説明文につきまして、表現を修正しまし

> 第2条(2)ウから移動された、書面に関する 「書面等」→「書面」に修正する。 説明文につきまして、書式に基づかない書 面」と区別するものと理解しました。もっ とも、「書面」に関する説明として、本項括 弧書で、乙が提出する書面は、本項括弧書 の要件を満たせば書式に基づかなくても 良いと記載されているところ、(例外的に 書式以外の書面の提出を認めない場面が あって用語を使い分ける必要がある、とい うことでない限りは、) さらに「書面等」と いう用語を定義する必要まではないと思 います。むしろ、「書面等」という用語を使 用すると、「書面」と「書面等」の使い分け が煩雑になるというデメリットもありま

ご指摘の通り修正する。

(3) 利用目**標**→利用目**的**

ご指摘の通り修正する。

らない。 2 乙は、前項ただし書の承認を受けよう とするときは、あらかじめ、提供先の名 称、提供先の利用目的、利用方法、利用 期間等を甲に通知しなければならない。 なお、通知の方法は書面(別紙5-2。 なお、書式が示されている場合であって も、乙が既に作成した資料等で、確認す べき内容が確認できると認められると きは、書式によらない) 紙に印字したも ののほか、データによる提出方法も含 む。また、書式が示されているものにつ

いても、乙が既に作成した資料等で、書 式により確認すべき内容が確認できる と認められるときは、書式によらないも のも可とする。以下「書面等」という。) によるが、書式は任意とする。(記載例: 別紙5-2) 3 本条の定めは、本受託業務終了後も同様とする。			す。この点、7条2項及び15条4項において、乙の提出書面につき書式がある中で、「書面等」ではなく「書面」という表記が用いられているところ、これらの条項において書式以外の書面提出を認めないため、敢えて「書面」としているのであれば、「書面等」と「書面」を使い分ける意味はあると思いますが、そうでないならば全て「書面」で統一した方がよいかと思います。以上につき、取り急ぎ「書面等」を定義せず「書面」で統一する前提で修正しました。	
(目的外利用の禁止)		ご指摘により、一部文言を削除した。	-	
第4条 乙は取り扱う個人情報を 不当な 目的その他の本受託業務の目的以外の 目的で利用してはならない。	やや疑問を感じました。シンプルに「本受			
	的の範囲内で個人情報を利用できるので、「不当な目的その他の」の文言はこれと異質であり且つ目的以外の目的の例示としてもふさわしくないので、削除した方がいいと思います。			
(再委託の禁止)				
第5条 乙は、受託業務の処理の全部又は 一部を第三者に再委託してはならない。				
※ 再委託することがあらかじめ予想	意見1 再委託を認めざるを得ない場合に			
され、かつ、やむを得ないと考えられ	も、丸投げであれば、再委託先と区が契約			
る場合は、次のような表現にする。	をすべきであり、コメントの記載のとお			
(再委託の制限)	り、業務の「全部」の再委託は許されない			
第5条 乙は、本受託業務の処理を第三者	という見解に賛成です。			
(以下「再委託先」という。) に再委託し				
	などを踏まえたもので、適切なものと思い	の意見があった。		
上必要であると認められる場合におい				
て、事前に甲から書面による承認を受け				
たときは、受託業務の一部(主たる業務				
を除く)を再委託できるものとする。	すが、全部再委託も先方から求められる			
	ことはままあると思われます。契約課に			

	ご確認くだされば。			
	(以下1点は第5項に記載)			
2 受託業務において、個人情報を取り扱		2の(2)、(3)については、「情報セキュリテ	特記事項5条2項(2)(3)については、「豊島	「情報セキュリティ対策基準 8.1」(国の例
う再委託に係る第1項ただし書の承認		イ対策基準 8.1」に、「情報システムの運用、	区情報セキュリティ対策基準 8.1」に、「情	示)の内容により分けたが、ご指摘の通り
を受けようとするときは、乙は、再委託		保守等の委託を行う場合は」とあることか	報システムの運用、保守等の委託を行う場	「豊島区情報セキュリティ対策基準 8.1」
先における責任者及び業務従事者の管		 ら、それ以外の契約と記載内容を分けた。	合は」とあるという理由から、それ以外の	は記載がないため元に戻した。
理体制及び実施体制、個人情報の管理の			場合の契約と記載内容を分けられたよう	
状況についての検査に関する事項等の			であるが、5条2項(2)(3)は、豊島区情報セ	(4) の追加は、基準ができ次第行う。
必要な事項について書面等による確認			キュリティ対策基準 8.1(1)に基づくもので	
を行い、個人情報の適切な管理を行う能			あり、同対策基準 8.1(1)には「情報システ	「書面等」→「書面」に修正する。
力を有しない者を選定することがない			ムの運用、保守等の委託を行う場合は」と	
よう再委託先を選定しなければならず、			の限定はなく、場合分けは不要と思われる	
また、再委託先との契約締結において			ので、その旨コメント・修正している。ま	
は、本契約における個人情報の取扱いに			た、5条2項(2)(3)は、事務対応ガイド4-8-	
関する乙の義務と同程度の義務を再委			9(1)注2の「委託先の選定基準」を具体化	
託先に課さなければならない。			したものであったかと思われるが、同注2	
※ 情報システムの運用、保守等の委託	意見1 事務対応ガイド 4-8-9(1)は、a.個人	契約課から、(1)~(3)の提出を求めるのは、	は「委託先によるアクセスを認める情報及	
を行う場合は、次のように表現する。	情報の適切な管理を行う能力を有しない	個人情報を取り扱う再委託に限ることを	び情報システムの範囲を判断する基準」も	
2 受託業務において、個人情報を取り扱	者を選定することがないよう必要な措置	明記して欲しいとの意見があったため追	挙げているので、先ほど説明したように、	
<u>う再委託に係る</u> 第1項ただし書の承認	を講じること、b.事務対応ガイド 4-8-9(1)	加した。	11 月 7 日の事前協議で出た基準を作成さ	
を受けようとするときは、乙は、 <u>(1)</u> 再委	各号の事項を契約書に明記すること、c.責		れる場合は、その基準に基づく確認事項を	
託先における責任者及び業務従事者の	任者及び業務従事者の管理体制及び実施	ご指摘の通り変更した。	確認する旨も、5条2項(4)等として記載し	
管理体制及び実施体制、個人情報の管理	体制、個人情報の管理の状況についての検		た方が良いと思われる	
の状況についての検査に関する事項等	査に関する事項等の必要な事項の書面等	別紙3も変更済み。		
の必要な事項について書面 <mark>等による</mark> ぞ	による確認を求めております。そして、現	別紙4は「守るべき事項3. (3)」の記載	「書面等」という表記は上記第3条2項の	
確認し、かつ、 (2)委託内容に応じた情報	行案では a,b が記載されておりませんの	内容下記の通りを変更した。	コメントを踏まえて「書面」に修正しまし	
<u>セキュリティ対策が確保されているこ</u>	で、左記にて a,b も盛り込んだ規定に修正	検査の方法は、「5.のとおり」とし、検査	た。	
との書面等による確認、(3)再委託先の選	いたしました (a を前段の(2)(3)、b を後段	の内容は、別紙 $4-1$, $4-2$ によるとし		
定の参考情報として、情報セキュリティ	に記載しております。)。aについて、「業務	た。また、方法等は仕様書に記載すること		
マネジメントシステムの国際規格の認	の委託に係る個人情報の安全確保のため	とした。		
証取得状況、情報セキュリティ監査の実	に守るべき事項」は委託先に開示できない			
<u>施状況等の書面等による確認を行い、</u> 個	ということなので、左記の(2)(3)のように			
人情報の適切な管理を行う能力を有し	「業務の委託に係る個人情報の安全確保			
ない者を選定することがないよう再委				
託先を選定し 、再委託先がかかる基準を				
満たしていることを書面等で確認しな	準」8.1(1)の内容を記載してもよいのでは			
ければならず、また、再委託先との契約	ないかと思います。			
<u>締結においては、本契約における個人情</u>				
報の取扱いに関する乙の義務と同程度	実施体制は「業務の委託に係る個人情報の			

の義務を再委託先に課さ なければなら	安全確保のために守るべき事項」の別紙			
ない。	2、管理の状況についての検査に関する事			
	項等は同別紙4で確認し、左記(2)は同別紙			
	3で確認するということになるかと思い			
	ますが、「業務の委託に係る個人情報の安			
	全確保のために守るべき事項」の修正版に			
	おける当職らコメントのとおり、別紙4は			
	差し替えが必要と思われ、別紙3も内容を			
	ご確認いただきたく存じます。			
3 乙は、前項の場合には、再委託先の名	意見1 再委託協議書及び再委託承諾書の	再委託協議書及び承諾書の修正について		
称、再委託する理由、再委託して処理す		は、契約課が担当するため、契約課が様式		
る内容、再委託において取り扱う情報等	シート兼確認票及び契約事務の手引き(部	の修正を行う場合、文言の修正を行う。		
を明記した再委託に関する協議(承諾申	分)については異存ございません。	※契約課が書式を修正した場合、「協議書」		
請) 書に、再委託先との契約書案及び前		から「承諾申請書」に変更する。		
項の各書面を添付して甲に提出し、書面				
により承認を得た上で、再委託先と当該				
契約書案に従った契約を締結し、締結済				
みの契約書を再度甲に提出しなければ				
ならない。				
4 前項の場合、乙は、本契約に基づく乙				
の一切の義務(監査等に関する事項を含				
む。)を再委託先が遵守する旨を再委託				
先との契約書において明記するととも				
に、甲に対して、再委託先の全ての行為				
及びその結果について責任を負うもの				
とする。				
5 乙は、再委託先に対して本委託業務を	(以下、第5条意見2の付言2点目)			
委託した場合は、その履行状況を本個人	・5 項の定期監督ですが、IT 企業や大規模			
情報特記事項に準じて監督するととも	プラットフォーム企業はその簡略化又は			
に、監督の状況を少なくとも1年に1回、	省略を求めてくることが予想されます。12			
実地検査	条、13条の監督監査も同様です。ただ区の			
後速やかに報告 <u>し、また</u> 甲の求めに応じ	個人情報保護姿勢の点からは同項や 12 条			
て、速やかに報告しなければならない。	を削除することはできず、実際の交渉で担			
	当部署にご負担頂くことになりそうです			
	が。			
6 乙は、再委託先が乙の子会社又は関係				
会社である場合も、再委託先に対し、本				
条で規定する乙が再委託に求めるべき				
事項を同様に求めなければならない。				
	1	•	•	

容については、甲乙協議の上で別途書面	の列挙項目を網羅した書面を作成される			
 (記載例:別紙8) にて定める。	 べきと思われます。	 書面の記載例について追記した。		
2 乙は、安全管理措置を徹底するため、				
受託業務に係る個人情報を取り扱う責				
任者及び業務従事者を定め、そのものの				
氏名及び管理体制等をあらかじめ書面				
_(記載例:別紙2) により報告しなけれ				
ばならない。変更するときも同様とす				
る。				
※ 具体的な安全管理措置の内容は、契				
約で定めることもできるが、別途協議				
により書面で定めるとすることも可				
能である。その際には、委託先は行政				
機関等と同様の安全管理措置義務を				
負うことに留意し(法第66条第2項)、				
「個人情報の保護に関する法律につ				
いての事務対応ガイド(行政機関等向				
け)」4-3-1-1(1)安全管理のために必				
要かつ適切な措置及び 4-8 (別添) 行				
政機関等の保有する個人情報の適切				
な管理のための措置に関する指針、				
「個人情報の保護に関する法律につ				
いてのガイドライン(行政機関等編)」				
5-3-1 安全管理措置並びに「豊島区情				
報セキュリティ対策基準」を参考にす				
る。				
(業務従事者の管理)				
第8条 乙は、個人情報を取り扱う従事者				
の範囲を限定したうえで、当該従事者が				
本個人情報特記事項を遵守するよう、				
必要かつ適切な監督を行わなければな				
らない。				
2 乙は、受託業務に従事している者に対				
して、個人情報保護及び情報セキュリテ				
ィに関する研修又は教育を実施しなけ				
ればならない。				
(セキュリティ対策の整備義務等)	意見1本項は、豊島区情報セキュリティ対		11月7日の会議で、「情報セキュリティ実	
	策基準 8.1 外部委託 (2) が参考になると思		施手順」は、豊島区情報セキュリティ対策	
は、甲から提示された情報セキュリティ	われますので、ご記載の「情報セキュリテ		基準8.1(2)に沿った内容ではないとのこ	

要件を参生、水をよりマス軍を織む というのではなるない。 本意とすべき資金を使じる。 あった。またどのは、他のでは、「特別とようアス軍手順」 あった。またどのは、他のでは、「特別とようアス軍手順」 から、表示というない。 本語を呼びる 「大きないる」 大きないる。 本語を呼びる 「大きないる」 「大きないる」 「大きないる」 「大きないる」 「大きないる」 「大きない。 「大きないる」 「大きない					
## 別に信頼を本。リケータ際・信用機・ 	要件を遵守し、セキュリティ対策を整備	ィ実施手順」が、同基準に沿った内容であ	参考とすべき資料を修正した。	とでしたが、「情報セキュリティ実施手順」	
およいでは多く特殊性をキュリティ	しなければならない。	るならば、異存ございません。		ではなく、同基準 8.1(2)を使用する内容に	
実施手限・「優勢に情報性キョッティ 対策返揮・31(2) 製物項目・等と答 第二人、東行が下合わせたいを吐す 3. と機が下ろ。 3. ご経験する。 3. ご経験する。 3. ご経験する。 3. ご経験する。 3. ご経験する。 3. ごとは、最初から日本情報の安全機合 図えたのの資産料を確加しなければ ならない。 3. この受託業務を電子料準による情 人情を成立に対する助向すがを増しなけ おれてならない。 (株ち出しの意止) 4. 信仰の適出、機薬、焼えい、改ざ 人事に対する助向すがを持しなけ おれてならない。 (株ち出しの意止) 5. 10 条 ごよし、親の鬼の利人情報を零 業別内から持ち出してはならない。 3. はお出してはなりない。 (株ち出しの意止) 5. 10 条 ごは、親の鬼の利人情報を零 業別内から持ち出してはならない。 3. はお出してはならない。 (株ち出しの場上) 5. 10 条 ごは、親の鬼の利人情報を等 第別から中が出してはならない。 3. 10 条 ごは、親の鬼の人間人情報を解 第1 0 条 ごは、親の鬼の人間人情報を解 第1 0 条 ごは、親の鬼の人間人情報を解 第1 0 条 ごは、親の鬼の人間人情報を解 第2 本と、歌の歌の人間、情ない。 5. 10 条 ごは、親の身の人間、情ない。 5. 21 を変配変が加速してはならない。 5. 22 を変配変が加速してはならない。 5. 22 を変配変が加速してはならない。 5. 23 を変配変が加速してはならない。 5. 24 を変配変が加速してはならない。 5. 25 を変配変が加速してはならない。 5. 25 を変配変が加速してはならない。 5. 25 を変配変が加速して変するなと 5. 25 の名け、持ち出、自然では、地上の事を の合ける場合に知いて、非郎に中から 歯による素型を受けするとは、10 の見り ではない(深いの事とは手手・主人)。 の場合は、特も出し事件、日前、変別目的・単独情の別、を使用し、機能の関係を持ち出します。 5. 25 の名け、特も出し事件、日前、現場に関係を対し事情、日前、変別目的・単独情の別、を使用し、機能の関係を対します。 5. 25 を表します。 5. 25 を表しまする。 5. 25 を表します	※ 別に情報セキュリティ要件(各所管	なお、事務対応ガイド $4-3-1-1$ で求め		変更することを検討されるとのことでし	
対策基準 8.1 (2) 発動項目 等を動 中。 考にし、変化内容に合わせた内容とす。 必 正規解は、影響30を20を20。 ② 乙は、取り後の後側大海球の全や解除を 図るための管理体制を整備しなければ だらない。 ※ 正成性を発音と近手対域により の変更する場合は、不正クウセスや つンドュータのイルン学による信 人体質の溶出、皮肤、湯とい、皮が の写いとは一分のイルン学による信 人体質の溶出、皮肤、湯とい、皮が の写にしの凝れ) 第 10 条 乙は、取り扱う個人情報を重要が加いた場合との 地方は、かつ。やむを得ないと考えら れる場合は、次のような表現に下る 和され、かつ。やむを得ないと考えら れる場合は、次のような表現に下る 間によるの実際を対してはならない。 を 再ら出しすることがあらかしの一般 かられる場合に 次のような表現に下る 取りからから出してはならない。 を これ、取り扱う別人情報を常 所りからから出してはならない。 だ 10 条 乙は、取り扱う別人情報を常 所のからから出してはならな。、ただ し、大変に薬物の処理と必要であると思 あられる場合に がいて、専門に叩から。ただ し、かと思われます。 あられる場合にがいて、専門に叩から。た のものは、持つ加しなは、とのし、ただ し、かと思われます。 のものは、持つ加しなは、(特)加し本位 いかと思われます。 のものは、対力加いて、専門に叩から。た のものは、対力加いて、専門に叩から。た のものは、対力加いて、専門に呼から。た のものは、対力加いて、専門に叩から。た のものは、対力加しな気(特)加し本位 には (第200年)と作成とし、この後 ではない、(第200年)と作成とし、 検管係がの確認を行うとともに、他のも を解析がの確認を行うとともに、他のも	課において定める「情報セキュリティ	られている安全管理措置は、本特記事項7	チェックシートについて追記した。	たので、そのような方向性であれば異存ご	
今にし、委託内容に合かせた内容とす る。)を検示する。 ※ 記載的は、別観3のとおり。 2 とは、取り扱う個人情報の安全部保全 図るための管理体制を整備しなければ だらない。 ※ と必要数素的を電流の理する場合 は、記念と作動で表のような恋居を 加える。 物に、受試機器を視する場合は、不正プクセスや コンピェータッイルス変による個 人情報の優別、設験 消込、改芸 人物に対する防御消水を確じなけ 抗なららない。 (等5日に少数に) からの強力を対しました があらかない。 ※ 再ら出しすることがあらかである。 北京語のかかまたもしてけならない。 ※ 再ら出しすることがあらかである。 北京語のかかまたとからない。 ※ 自ら上の刺激) ※ 再らはしからないのない。 ※ 再らはしからない。 とび、よっなのないのが特別を はる場合は、次のような認知する。 はいるがた他にであらない。 とび、 はいなからないが、 まるは、 はいながた地間にであらないを ままれた。 といるとないままます。 ないてきないないで、まないようと思います。 ないたっないと、まないようと思います。 とは、近れならないた。とび、 し、本会定等数の処理と必要であると記 められる場合にないて、事がはいまから書 能による承認を受けたときは、この限り でけない、(書店の地工は伝来、記載例) 対解な、日本を手具を呼吸をあると記 しいかと思われます。 の場合は、おら出し記念(中ら出し事・ 国時・返却のは、非ち出し記念(中ら出し事・ 日時・返却のは、非ち出し記念(中ら出し事・ 日時・返却のは、非ち出し記念(中ら出し事・ 日時・返却のは、非ち出し記念(中ら出し事・ 日時・返却のは、非ち出し記念(中ら出し事・ 日時・返却のは、非ち出し記念(中ら出し事・ 日時・返却のは、非ち出しると、 後で紹介を確認されるととい、「即う	実施手順」「豊島区情報セキュリティ	条でカバーされるものと理解しておりま		ざいません。	
	対策基準 8.1 (2) 契約項目」等を参	す。			
※ 正教例は、別解3の之おり。 2 こは、取り扱 個人情報の次金機保養 図えたの可養体制を機能したければたらかい。 ※ こが受飲業務を電野処理であ場合 は、加数におけて改めような表現を加えて、受い金額を電子計画等により処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による個人情報を事業用があられる出してはたらない。 (特も出しの薬品) 類別 強シ個人情報を事業用があられる場合は、次のような差別とからとのであって、必要に対する影響が業を選じない。 (特も出しの薬品) 第10条 こは、取り扱う個人情報を事業用があらまる場合は、次のような差別を作成しており、他の条件担当される場合は、表のような差別を作成しており、他の条件担当される場合は、表のよりを表別を作成しており、最近の条件を設定される。(特も出しの制限) 第10条 こは、取り扱う個人情報を事業所が処理と要であると認めれる場合において、事業に押した。 し、本意は希望を受けたときた。この限りではない、(計画のよりに任意、記憶例: しいかと思われます。 国話による承認を受けたときた。この限りではない、(計画のよりに任意、記憶例: しいかと思われます。 の場合は、特も出して認定符合、記憶例: しいかと思われます。 国話による承認を受けたときた。この限りではない、(計画のよりに任意、記憶例: しいかと思われます。 この場合は、特も出して認定符合、記憶例: しいかと思われます。 この場合は、特も出して認定例があります。 この場合は、特も出して認定例があります。 この場合は、特も出して認定例があります。 この場合は、特も出しな記憶例があります。 この場合は、特も出しない、企業に関われます。 この場合は、特も出しない、企業に関われます。 この場合は、対しれませない。 この場合は、対しれませない。 この場合は、対しれませない。 この場合は、対しれませない。 この場合は、対しないに対しませない。 この場合は、対しないに対しないに対しませない。 この場合は、対しないに対しないに対しないに対しないに対しないに対しないに対しないに対しないに	考にし、委託内容に合わせた内容とす				
2 乙は、取り扱う個人情報の安全確似を 図をための管理体制を養価しなければ ならない。 ※ 乙が受定業務を確立機能を担けて次のような表現を 加える。 却に、受送業務を電子計算機により 処理する場合は、不正アクセスや コンピュータウイルス号による種 人等観の窓用、確認、激ない、改ざ 人等にの出り解止) ※ 持ち出しずることがあらかじか予 悉され、かっ、それを得ないと考えら れる場合は、次のような表現にする。 (持ち出しか制度) ※ 10条 こは、取り扱う個人情報を事 素活か、つな、それを得ないと考えら れる場合は、次のような表現にする。 (持ち出しの制度) ※ 10条 こは、取り扱う個人情報を事業 原内から持ち出してはならない。 だだ し、本受託業務の処理上を要であるとだ し、本受託業務の処理上を要であるとだ し、本受託業務の処理上を要であるとだ し、本受託業務の処理上を要であるとだ し、本受託業務の処理上を要であるとだ のたれる場合において、事部に平から表 国により、書表として別紙5-4を作 選出を非における未認対象の情報を 実 原内から対ち出してはならない。 だだ し、本受託業務の処理上を要であるとだ し、本受託業務の処理上を要であるとだ のたれる場合において、事部に平から表 国により場合と、よる しいかと思われます。 知いかと思われます。 知いかと思われます。 のかれる場合において、事部に平から表 国により、書表として別紙5-4を作 を使きる他を対すればよりるようとして おいた方が、記録整理等の報慮から、よる しいかと思われます。 のかれる場合に対してい、(本語の事はたはな。 足機所 別様がと作成し、(本語の事はたはな。 足機所 別様がと作成し、(本語の事はたはな。 足機所 別様がと作成し、(本語の事はたはな。 足機所 別様がと作成し、(本語の事はたはな。 足機所 別様がと作成し、(本語の事はたはな。 足機所 別様がと作成し、(本語の事はたはな。 足機所 別様がも出てい、(本語に中心を はなられて、事部に平から表 国により、(本語に中心を はなられて、事部に平から表 国によりました。 とした のかれます。 とした のかれます。 とした のかなのなととさる はならないで、本部に平から表 国によりまささとして のかなのはましな。 とした のかなのは、持ち出しるないで、本部に平から 国による景色を受けたときは、この限り ではない (本語の事はたなき) とでは、 のかなの様に、持ち出とがな、体が出し事由 日本等が、定性的・出きを等かとでは、 のかなのなのなのなのなのなのなのなのなのなのなのなのなのなのなのなのなのなのな	る。) を提示する。				
図るための管理体制を整備しなければならない。 ※ 乙が受託業務を職資処理する場合は、上記文に続けて次のような表現を 加える。 特に、受託業務を職子が算機により処理する場合は、不正アクセスや コンピュータウイルの学による欄 人情報の濫用、破練、漏えい、改ざ 人等に対する防御対策を講じなければならない。 (持ち出しの想と) ※ 行きいたらない。 ※ 持ち出しすることがあらかにめ、 ※ 持ち出しすることがあらかにめ、 ※ 持ち出しすることがあらかにめ、 ※ 持ち出しすることがあらかにめ、 ※ 持ち出しておらなない。 (持ち出しの側限) ※ 10 条 乙は、取り助う種人情報を事業 所内から持ち出してはならない。ただ し、本受低影別の範囲上必要であると説 のおお場所をおいて、事前に即から言 国による未知を受けたきは、この取り ではない (事画の様式は任意。整備は、別様など、この取り ではない (事画の様式は任意。整備は、別様など、のよりな表に任意。とし、からとして対ならない、(事画の様式は任意。整備は、別様など、(事に対してはならない、年間の様式は任意。整備は、別様など、(事に対してはならない、年間の様式は任意。整備は、別様など、(事に対してはならない、年間の様式は任意。整備は、別様など、(事にの様式は任意。整備は、別様など、(事にの様式は任意。整備は、別様など、(事にの様式は任意。整備は、別様など、(事にの様式は任意。整備は、別様など、(事にの様式は任意。を整備:別様など、(事にの様式は任意、整備は、別様など、(事にの様式は任意、整備は、別様など、(事にの様式は任意、をを使む、この取り、人様など、(事にの様式は任意、をを使む、この取り ではない (事にの様式は任意、をを使む、人様など、(事にの様式は任意、をを使む、この取り ではない (事にの様式は任意、をを使む、この取り ではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	※ 記載例は、別紙3のとおり。				
ならない。 ※ とが受託業務を電車等処理する場合 は、上記だに続けて次のような表現を 加える。 物に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスや コンピュータウイルへ等による個 人情極の趣用、破寒、減えい、改ざ 人等に対する防御対策を確じなけ ればならない。 (待ち出しの禁止) ※ 持ち出しずることがあらかじめ子 恋され、かつ、やむを得ないと考な合 おる場合は、次のような表現にする。 (待ら出しの制限) ※ 10条 こは、取り扱う個人情報を事業所から持ち出してはならない。たが (待ち出してはならない。ただ 原内から持ち出してはならない。ただ 原内から持ち出してはならない。ただ に、次変託業務の処理上と覆であると認 あられる場合において、事前に申から表 面による業務を受けたときは、この限り ではない(当事の様式は揺鳥・記載側: の場合 ではない(当事の様式は揺鳥・記載側: の場合 ではない(当事の様式は揺鳥・記載側・ の場合は、特ち出し事態、短期時・短期時・短期等のと構成。と	2 乙は、取り扱う個人情報の安全確保を				
※ 乙が受託業務を確算処理する場合は、上記文に続けて次のような表現を 別える。 特に、受託業務を確子計算機により処理する場合は、不正アクセスや コンピュータウイルス等による個 人情報の臨用、破滅、個之い、成ざ A等に対する防御対策を輩じなければならない。 (持ち出しの禁止) 第 10条 乙は、取り扱う個人情報を事業所向から持ち出してはならない。 巻 持ち出しすることがあらかじめ予 起され、かつ、やひを得ないと考えら れる場合は、次のような表現にする。 (持ち出しの制限) 第 10条 乙は、取り扱う個人情報を事業 所恃から持ち出してはならない。 表は、当後を解における未設外集の情報や 第 10条 乙は、取り扱う個人情報を事業 所ちら待ち出してはならない。たる し、本受託業務の処理上などあらな。 あられる場合はおいて、事前に甲から書 面による承急を受けたときは、この取り ではない。信命の特末が任意、起動門。 別紙5 — 4 を参生に伸取すること)。こ の場合は、持ち出し電線(持ち出し事由・ 目時・返出申申、担当者等)を作成し、 保管場所の確認を行うとともに、甲から 格は、保管場所の確認を行うとともに、甲から 保管場所の確認を行うとともに、甲から 保管場所の確認を行うとともに、甲から 保管場所の確認を行うとともに、甲から	図るための管理体制を整備しなければ				
は、上記文に続けて次のような表現を加かる。 特に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、本正アクセスや コンピュータウイルス等による個人情報の意用、破壊、温えい、改さ 人等に対する防御対策を講じなけ ればならない。 (持ち出しの禁止) 第10条 ことは、取り扱う個人情報を事業所内から持ち出してはならない。 ※ 持ち出しすることがあらかじか 形	ならない。				
加える。 特に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスや コンピュータウイルス等による個人情報の意思、破滅、溜えい、改ぎ 人等に対する防御対策を誰じなければならない。 (持ち出しの禁止) 第10条 乙は、取り扱う個人情報を事業所がいら持ち出してはならない。 ※ 持ち出しすることがあらかじめ子想とれ、ためた、ためた、、ためた、、ためような表現にする。 (持ち出しの制限) 第10条 乙は、取り扱う個人情報を事業的場所がら持ち出してはならない。ただし、本受託業務の処理上を要であると設められる場合において、事前に即から持ち出してはならない。ただし、人受託業務の処理上を要であると設められる場合において、事前に即から書面による承認を受けたときは、この服りではない(唐面の様式は任意・記載例上、の成りではない(唐面の様式は任意・記載例上、の成りではない(唐面の様式は任意・記載例上、の成りではない(唐面の様式は任意・記載例上、の成りては、「中から 保管場所の確認を行うとともに、甲から	※ 乙が受託業務を電算処理する場合				
特に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による個人標準の盗用、被談、選えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。 (持ち出しの禁止) 第10条 乙は、取り扱う個人情報を事業所内から持ち出してはならない。 ※ 持ち出しずることがあらかじめチ 超し、かつ、やむを得ないと考えら 前に能形を作成しておる。 前に能形を作成しておる。 前に能形を作成しておき、個々の案件担当 者は、当以表別扱う個人情報を事業 高速条件を記載すれば方法のですので、事 がに単から持ち出してはならない。ただ おいた方が、記録管理等の観点から、よろし、本受託業務の処理上必要であると認められる場合において、事前に甲から書前による承認を受けたときは、この限りてはない(書面の様式は任意・配載例:別紙5 - 4 を参写に甲庫・医型・作成といく、書面の様式は任意・配載例:別紙5 - 4 を参写に甲庫・医型・化成り、この場合は、持ち出し記録(持ち出し事・民間申・担当者)。 この場合は、持ち出し記録(持ち出し事)を作成し、保管場所の確認を行うとともに、甲から	は、上記文に続けて次のような表現を				
9 処理する場合は、不正アクセスや コンピュータウイルス等による個 人情報の盛用、破壊、漏えい、改ざ 人等に対する防御対策を講じなけ ればならない。 (特ら出しの禁止) 第 10条	加える。				
コンピュータウイルス等による個 人情報の盗用、破寒、潤えい、改ざ 人等に対する防御対策を講じなけ ればならない。 (持ち出しの禁止) 第10条 乙は、取り接う側人情報を事 業所内から持ち出してはならない。 ※ 持ち出しすることがあらかじめ子 想され、かつ、やむを得ないと考えら れる場合は、次のような表現にする。 (持ち出しの制限) 第10条 乙は、取り扱う側人情報を事 (持ち出しの制限) 第10条 乙は、取り扱う側人情報を事 所内から持ち出してはならない。ただ し、本党託業務の処理上必要であると認 められる場合において、事前に甲から書 面による条形を受けたときは、この限り ではない (書面の様式は任意、整載例: 別紙5 — 4 を事気に作成するとも)。こ の場合は、持ち出し記録(持ち出申申・ 目時・返却目時・担当者等)を作成し、 保管場所の確認を行うとともに、甲から	特に、受託業務を電子計算機によ				
人情報の盗用、破壊、漏えい、改さ	り処理する場合は、不正アクセスや				
	コンピュータウイルス等による個				
ればならない。 (持ち出しの禁止) 第10条	人情報の盗用、破壊、漏えい、改ざ				
(持ち出しの禁止) 第10条	ん等に対する防御対策を講じなけ				
第10条 乙は、取り扱う個人情報を事業所内から持ち出してはならない。 ※ 持ち出しすることがあらかじめ予想され、かつ、やむを得ないと考えられる場合は、次のような表現にする。 (持ち出しの制限) 第10条 乙は、取り扱う個人情報を事業系の外理上必要であると認められる場合において、事前に甲から書面による承認を受けたときは、この限りではない(書面の様式は任意、記載例: 別紙5-4を参手に件成する上)。この場合は、持ち出し事由・目時・返却日時・担当者等)を作成し、保管場所の確認を行うとともに、甲から	ればならない。				
業所内から持ち出してはならない。 ※ 持ち出しすることがあらかじめ予 想され、かつ、やむを得ないと考えら れる場合は、次のような表現にする。 (持も出しの制限) 第 1 0 条 こは、取り扱う個人情報を事業 所内から持ち出してはならない。 ただ し、本受託業務の処理上必要であると認 められる場合において、事前に甲から書 面による承認を受けたときは、この限り ではない (書面の様式は任意・記載例: 別紙5 — 4 を参考に作成すること)。 この場合は、持ち出し記録 (持ち出し事由・日時・返却日時・担当者等)を作成し、保管場所の確認を行うとともに、甲から	(持ち出しの禁止)				
 ※ 持ち出しすることがあらかじめ予想され、かつ、やむを得ないと考えられる場合は、次のような表現にする。(持ち出しの制限) 第10条 乙は、取り扱う個人情報を事業所外から持ち出してはならない。ただし、本受託業務の処理上必要であると認められる場合において、事前に甲から書面による承認を受けたときは、この限りではない(書面の様式は任意・影敷例: 別紙5-4を考に作成すること)。この場合は、持ち出し記録(持ち出し事由・日時・返却日時・担当者等)を作成し、保管場所の確認を行うとともに、甲から ※ 持ち出し記録(持ち出し事由・日時・返却日時・担当者等)を作成し、保管場所の確認を行うとともに、甲から 	第10条 乙は、取り扱う個人情報を事				
想され、かつ、やむを得ないと考えら れる場合は、次のような表現にする。 (持ち出しの制限) 第10条 乙は、取り扱う個人情報を事業 所内から持ち出してはならない。ただ し、本受託業務の処理上必要であると認 められる場合において、事前に甲から書 面による承認を受けたときは、この限り ではない (書面の株式は任意、配敷例: 別紙5 — 4を参考に作成すること)。こ の場合は、持ち出し記録(持ち出し事由・ 日時・返却日時・担当者等)を作成し、 保管場所の確認を行うとともに、甲から	業所内から持ち出してはならない。				
れる場合は、次のような表現にする。 (持ち出しの制限) 第10条 乙は、取り扱う個人情報を事業 所内から持ち出してはならない。ただ し、本受託業務の処理上必要であると認 められる場合において、事前に甲から書 面による承認を受けたときは、この限り ではない(書面の様式は任意、配載例: 別紙5-4を考まに作成すること)。こ の場合は、持ち出し事由・ 日時・返却日時・担当者等)を作成し、 保管場所の確認を行うとともに、甲から	※ 持ち出しすることがあらかじめ予	意見1本項の書面は貴区が承認する旨記	ご指摘により、書式として別紙5-4を作		
(持ち出しの制限) 第10条 乙は、取り扱う個人情報を事業 所内から持ち出してはならない。ただ し、本受託業務の処理上必要であると認 められる場合において、事前に甲から書 面による承認を受けたときは、この限り ではない(書面の様式は任意、配載例: 別紙5 — 4 を参考に作成すること)。こ の場合は、持ち出し記録(持ち出し事由・ 日時・返却日時・担当者等)を作成し、 保管場所の確認を行うとともに、甲から	想され、かつ、やむを得ないと考えら	載して委託先に提出するものですので、事	成した。		
第10条 乙は、取り扱う個人情報を事業 所内から持ち出してはならない。ただ し、本受託業務の処理上必要であると認 められる場合において、事前に甲から書 面による承認を受けたときは、この限り ではない(書面の様式は任意、記載例: 別紙5 — 4 を参考に作成すること)。こ の場合は、持ち出し配録(持ち出し事由・ 日時・返却日時・担当者等)を作成し、 保管場所の確認を行うとともに、甲から	れる場合は、次のような表現にする。	前に雛形を作成しておき、個々の案件担当			
所内から持ち出してはならない。ただ し、本受託業務の処理上必要であると認 められる場合において、事前に甲から書 面による承認を受けたときは、この限り ではない(書面の様式は任意、記載例: 別紙5 — 4 を参考に作成すること)。こ の場合は、持ち出し記録 (持ち出し事由・ 日時・返却日時・担当者等)を作成し、 保管場所の確認を行うとともに、甲から	(持ち出しの制限)	者は、当該案件における承認対象の情報や			
し、本受託業務の処理上必要であると認められる場合において、事前に甲から書面による承認を受けたときは、この限りではない(書面の様式は任意、配数例: 別紙5-4を参考に作成すること)。この場合は、持ち出し記録(持ち出し事由・日時・返却日時・担当者等)を作成し、保管場所の確認を行うとともに、甲から	第10条 乙は、取り扱う個人情報を事業	承認条件を記載すれば足りるようにして			
められる場合において、事前に甲から書面による承認を受けたときは、この限りではない(書面の様式は任意、 <mark>記載例:</mark> 別紙 5 - 4 を参考に作成すること)。この場合は、持ち出し記録(持ち出し事由・日時・返却日時・担当者等)を作成し、保管場所の確認を行うとともに、甲から	所内から持ち出してはならない。ただ	おいた方が、記録管理等の観点から、よろ			
面による承認を受けたときは、この限りではない(書 面の様式は任意、<mark>記載例:</mark> 別紙5 <u>-4を参考に作成すること</u>)。この場合は、持ち出し記録(持ち出し事由・日時・返却日時・担当者等)を作成し、保管場所の確認を行うとともに、甲から	し、本受託業務の処理上必要であると認	しいかと思われます。			
ではない (書面の様式は任意、記載例: 別紙5 — 4 を参考に作成すること)。 こ の場合は、持ち出し記録 (持ち出し事由・ 日時・返却日時・担当者等) を作成し、 保管場所の確認を行うとともに、甲から	められる場合において、事前に甲から書				
別紙 5 <u>4 を参考に作成すること</u>)。こ の場合は、持ち出し記録 (持ち出し事由・ 日時・返却日時・担当者等)を作成し、 保管場所の確認を行うとともに、甲から	面による承認を受けたときは、この限り				
の場合は、持ち出し記録(持ち出し事由・ 日時・返却日時・担当者等)を作成し、 保管場所の確認を行うとともに、甲から	ではない(書面の様式は任意、<mark>記載例:</mark>				
日時・返却日時・担当者等)を作成し、 保管場所の確認を行うとともに、甲から	別紙 5 <u>- 4</u> を参考に作成すること)。こ				
保管場所の確認を行うとともに、甲から	の場合は、持ち出し記録(持ち出し事由・				
	日時・返却日時・担当者等)を作成し、				
提出を要求された場合は速やかに持ち	保管場所の確認を行うとともに、甲から				
	提出を要求された場合は速やかに持ち				

出し記録を提出しなければならない(持	
ち出し記録簿:別紙6)。	
(個人情報の取扱状況の報告) 当該報告書の書式は廃止したため削除し 、	
第11条 乙は、契約履行中において、個 記載例の追加をした。	
大情報の取扱いの遵守状況について「個	
人情報特記事項の遵守に関する報告書」	
<u>により</u> 甲に報告しなければならない <u>(記</u>	
載例:別紙4-2)。	
※ 報告時期は、契約内容に合った適切	
な時期を定めて報告させる旨を仕様	
書において具体的に記載すること(記	
載例:○か月に○回)。	
(監督に応じる義務)	
第12条 甲は、委託業務の処理に関し、	
監督員による監督その他の監督を行う	
ことができるものとし、乙はこれに応じ	
なければならない。	
	fにつき、形式的な修正を行 ご指摘の通り修正する。
第13条 甲は、前2条の他、乙が委託業 いました。	
務を処理する施設等について立入検査	
及び調査その他の監査等を実施するこ	
とができるものとし、乙はこれに応じな	
ければならない。 管理のための措置に関する指針 2-8-9(3)	
2 甲は、前項の監査等の一環として、委 に記載されている文言を追加した。	
託する業務に係る保有個人情報の秘匿	
性等その内容やその量等に応じて、乙の	
作業の管理体制及び実施体制や個人情	
報の管理の状況について少なくとも年 実地検査ができない委託もあるとの指摘	
1回以上、原則として実地検査により確 により、表現を修正した。	
認するものとし、 <u>乙は正当な理由なくこ</u>	
れを拒めない。 実地検査ができない場合等について追記	
※ 実地検査の結果は、「別紙4-1_個した。	
人情報管理状況の確認書 (実地検査)」 検査の時期及び回数を仕様書に記載する	
<u>により記録する。</u> こととした。	
実地検査は、原則として年1回以上	
<u>行うこととされている。検査の時期及</u>	
び回数を仕様書に記載すること。 <mark>契約</mark>	
<u>の内容や状況により実地検査により</u>	
<u>がたい</u> を実施することが困難な場合	

時は、「別紙4-2_個人情報管理状況			
<u>の確認書(書面検査)」を用いた書面検</u>			
査等に変えることができるが、あらか			
じめその旨、仕様書契約書又は本特記			
事項に記載しなければならない。			
(個人情報の漏えい等の事案の発生時に	第7条に「漏えい等」の定義の記載がある		
おける対応)	ことから、「個人情報の漏えい、滅失又は毀		
第14条 乙は、本委託業務に関し個人情	損(以下「漏えい等」という。)」を削除し、		
報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏え	「漏えい等」に修正した。		
い等 」という。) をすることがないよう必			
要な措置を講ずるものとし、委託業務に			
係る個人情報の漏えい等に関し責任を			
負うものとする。			
2 乙は、漏えい等事故が発生した場合又			
はそのおそれのある場合には、その事故			
の発生に係る帰責の有無に関わらず、直			
ちに甲に対して、当該事故に関わる個人			
情報の内容、件数、事故の発生場所、発			
生状況等を報告し、甲の指示に従わなけ	意見12項②については、修正案のとおり		
ればならない。	通知義務の名宛人を減らすことは遵守の		
※ 事故発生時は①個人情報保護委員	負担を減らし、よろしいと考えます。		
会への報告、②漏えい等した個人情報			
の本人への通知の義務が生じる。			
①乙が個人情報取扱事業者である場			
合は、甲に報告を行うことで、個人			
情報保護委員会への報告義務は免			
除される。			
②本人への通知は甲、乙の双方に義務			
がある。なお、委託先が個人情報取			
扱事業者である場合には、委託先			
が、本人への通知義務を負っている			
委託元に当該事態が発生したこと			
を通知したときは、委託先は本人へ			
の通知義務を免除される。また、連			
名での通知も可能であることから、			
打ち合わせの上、対応されたい。			
3 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発			
生した場合に備え、甲その他の関係者と			
の連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復			

旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実				
施するために、緊急時対応計画を定めな				
ければならない。				
4 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏				
えい等の事案が発生した場合は、必要に				
応じて当該事案に関する情報を公表す				
る。				
(委託終了時における個人情報の消去及	意見1第15条において、「受託業務が終	ご指摘により、文言を追加した。	複写又は複製したもの」という用語は、第	第6条で複製・複写を例外的に認めた場合
び媒体の返却)	了したとき又は甲から要求されたときは、		6条で複製・複写を例外的に認める場合に	を別に記載する。
第15条 乙は、受託業務が終了したとき	取り扱う個人情報が記録された資料等を、		のみ使用する文言ですので、第6条でその	
又は甲から要求されたときは、取り扱う	速やかに、甲に返還返却しなければならな		文言を使用しない場合(すなわち、複写又	
個人情報が記録された資料(データを含	い」と記載しているが、データについては、		は複製を認めない場合) は、削除するよう	
む。) 等を、速やかに、甲に返却しなけれ	資料等に含まれると解釈できるものの、委		ご留意ください。	
<u>ばならない。</u>	託先において、資料は返却しても、個人情			
※ 第6条で複製・複写を例外的に認め	報を含むデータが、委託先の端末上や利用			
た場合は、次のような表現にする。	していたクラウドサービス上に残存した			
第15条 乙は、受託業務が終了したとき	状態になると契約終了後も継続的に情報			
又は甲から要求されたときは、取り扱う個	漏洩のリスクが残ることになる。そのた			
人情報が記録された資料 <u>(データ</u> を含む。	め、注意を促す上でも、第2条の個人情報			
また及び、第6条で規定する「複写又は複	の範囲を示している箇所か、第15条にお			
製したもの」を含む。) 等を、速やかに、甲	いて、個人情報は、「データを含む」旨を記			
に返却しなければならない。	載するのはどうか。			
※1 「取り扱う個人情報が記載された	(考えられるリスクの発生シナリオ)	ご指摘により、注記を追加した。	注記の追加に異存ございません。その上	ご指摘の通り修正する。
資料」には、紙資料のみならずデー	① 紙の資料を PDF 形式 (さらに PDF デ		で、表現を修正しました。	
夕等も含まれるが、委託先におい	ータを加工して他のファイル形式にす			
て、資料は返却等(「消去及び返却」	ることも考えられる)等のデータに変換			
<u>のこと。この文中において以下同</u>	して委託先で利用(第6条で区の承認を			
じ。) しても、個人情報を含むデータ				
が委託先の端末や利用していたク	② 資料5において、紙の資料を委託先で			
<u>ラウドサービス上に残存した状態</u>	PDF 形式等のデータ変換し、紙資料と			
となるなどのリスクを鑑み、注意喚	同じ内容がデータで保持される場合の			
起のため「(データ・・・・を含む。等)」	記載項目がないので、委託元の主管課に			
の表記を行った。また、第6条で複	て管理面での不足が生じる可能性があ			
写・複製を例外的に認める場合、契	る。			
約終了後に個人情報の返却等を受	③ 個人情報の返還返却の確認の際に、紙			
ける際は、複写物・複製物を含めて				
残存する個人情報がないよう慎重				
に確認するとともに、複製した資料				
(紙の資料を委託先において PDF	④ 委託事業者がサイバー攻撃を受けた			

形式で保存するなども複製に含ま	り、情報の媒体による持ち出し(USB			
れる。)の管理、確認及び返却等をも	等)時に媒体紛失をしたりすることが想			
れなく行うこと。	定される。管理されず残存していた区の			
40/4 (11) C C o	個人情報が漏洩するリスクがある。			
※2 資料等は返却が原則であるが、あ	四八旧報が個役するケハノがある。		左記の赤字箇所の追記につき上記と同様	ごお塩の通り修正する
らかじめ返却が困難であることが予			の微修正を行いました。	こ1日間の通り修正する。
想される場合は、次のような表現にす			の旅鳥正を打いるした。	
ぶされる場合は、ひのような必然にする。				
(委託終了時における個人情報の消去及				
び媒体の返却)				
第15条 乙は、受託業務が終了したとき				
又は甲から要求されたときは、取り扱う		 書式として別紙 5 - 5 を作成した。		
個人情報が記録された資料(データを含		青八として別様も一もを下成した。 		
では、また、及び第6条で規定する「複写				
又は複製したもの」を含む。以下、「資料				
等」という。)等を、速やかに、甲に返却				
す」という。)				
返却が困難であると認められる場合に				
おいて、事前に甲の書面による承認を受けたときは、当該資料等を消去又は廃棄				
りたこさは、当該負付寺を何云又は廃来 できるものとする(書面の様式は任意、				
記載例: 別紙 5 <u>- 5</u> を参考に作成すること)。				
2 乙は、前項ただし書の規定により消去				
2 乙は、前頃たたし青の規定により何玄 又は廃棄するときは、当該資料等が第三				
その利用に供されることがないよう、物				
理的な破壊その他当該個人情報を判読				
及び再生不可能とするのに必要な措置				
を講じなければならない。				
3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し				
おい回入情報が何云又は廃業に除し 甲から立会いを求められた場合は、これ				
に応じなければならない。				
	意見1別紙7は別紙7-1及び2の2種	でお悔により 立章を追加した	書面」という記載について、第3条2項の	「書面」に統一したのでそのままとする。
	<u> 息兒1</u> 別概7は別概7-1及び2002種 類があり、いずれも同内容であるところ、	- 1 は記録簿、7 - 2 が報告書であるた		「盲囲」に肌 したのでてのままとりる。
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		当概りのイクマドをご推診へたさい。	
		♥ノ、 □ 戦門存在118 IL した。		
1) し、書面 (記載例:7-2) により 甲に報告しなければならない (報告書:				
	よろしければ、左記のような記載をして、			
<u>当程度ある場合は、別紙7-2</u>)。	使い分けを示した方がよろしいかと存じ			

	ます。		
(契約解除)	- 7 5		
第16条 第2条から前条までの規定に			
違反する行為があったときは、甲は本契			
約を解除することができる。なお、甲に			
よる解除は、甲から乙に対する損害賠償			
請求権の行使を妨げない。			
2 乙は、前項の規定による契約の解除に			
より損害を受けた場合においても、甲に			
対して、その損害の賠償を請求すること			
はできない。			
(損害賠償)	意見1資料等の返還義務の違反行為も範		
	囲に含めることは賛同します。「第三者」に		
	生じた損害の賠償も規定することについ		
	ては、区への損害賠償ではないので、甲乙		
を賠償しなければならない。	間の契約に含めることはストレートでは		
	ないようにも思われますが、個人情報の本		
	人等の被害者から、区と受託業者が共同で		
	不法行為の責任主体として訴えられるよ		
	うな場合を想定すれば、区の負担を軽減す		
	る意味があると考えます。		
(存続条項)		第5条第4項を契約書に記載した場合は、	
第18条 本受託業務の終了後も、第3条		「【】」は不要であることを追記した。	
(個人情報に関する秘密保持)、第4条			
(目的外利用の禁止)、【第5条(再委託			
の禁止) 第4項】、第6条 (複写又は複製			
の制限) から第10条(持ち出しの禁止)			
まで、第12条(監督に応じる義務)か			
ら第15条(委託終了時における個人情	[
報の消去及び媒体の返却)まで、及び第	[
17条(損害賠償)から第20条(準拠			
法) までの規定は、有効に存続する。			
※ 【】部分は、契約書において当該条			
項を記載しない場合には削除する。 <mark>契</mark>			
<u>約書において当該条項を記載した場</u>			
合、「【」、「】」は削除する。			
(管轄裁判所)			
第19条 本契約に関する甲乙間の紛争			
については、東京地方裁判所を第一審の			

専属的合意管轄裁判所とする。			
(準拠法)			
第20条 本契約は、日本法に従って解釈			
され、本契約に関する紛争は日本法に従			
って処理されるものとする。			
(全体)	意見1幾つかの規定で先方との関係に応		
	じて複数の候補を規定している場合があ		
	ります。		
	実効性の確保のためにはこうしたことを		
	予め予定しておいた方がいいでしょう。		
	7条のように具体的な措置を契約とは別に		
	双方協議の上書面とするのもひとつです。		

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等報告書

年 月 日

豊島区長

住 所 名称及び 代表者名

「(契約件名) 」の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理体制・ 実施体制並びに個人情報の管理の状況に係る検査については、下記のとおり証明します。

記

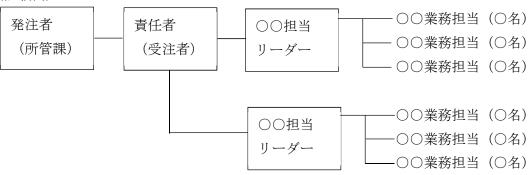
1. 責任者 部署名:

役職名:

氏 名:

2. 責任者及び業務従事者の管理体制・実施体制

(記載例)



3. 受注者(又は競争加入者)における個人情報の管理の状況に係る検査

※個人情報の管理状況について自主的に検査(内部監査等)を行っている(又は行う予定がある)場合は、その内容及び時期を記載してください。後日、自主的な検査に係る受注者内における報告書等の写しの提出を依頼する場合がありますので、ご了承ください。

4. 名簿

(記載例)

			役職名	氏名
責	任	者		
〇〇業	務			
IJ	ー ダ	1		
担	当	者		
担	当	者		
担	当	者		
〇〇業	務			
IJ	ー ダ	J		
担	当	者		
担	当	者		
担	当	者		

外部委託先に関するセキュリティ要件のチェックシート

項目	確認事項	チェック 欄		
	契約に係るデータ及び知り得た秘密等の取扱いについて、その重要性 を認識し、適切に取扱う。			
1.基本事項	ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得して			
	<u>いる。</u> プライバシーマークの認証を取得している。			
2.法令等遵守	個人情報の保護に関する法令等を遵守する。			
 3.秘密の保持 	契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らさない。 契約の終了後、解除後及び職を退いた場合においても同様とする。			
4.目的外使用及び	契約に係るデータを委託者が指示する目的以外に使用し、第三者に提			
第三者への提供禁止	供しない。			
5.データの受領	委託者からデータ等の提供を受けた場合は、データ等の受領証を作成 し、委託者に提出する。			
	委託者の環境からデータを持出す場合は、書面で持出す目的、データ の内容及び暗号化等の対策を記し、委託者から承認を受ける。			
	委託者の環境から業務システムで利用している本番データ(住民情報			
6.データの持ち出し	が含まれるデータ)を持出すことを禁止する。業務委託契約において			
	本番データの持出しが認められている場合は、都度書面で申請し、委			
	託者から承認を受ける。 			
 7.複写及び複製の禁止 	本契約に係るデータを委託者の承認なく、用紙、記録媒体等に複写し、 又は複製しない。			
8.パソコン及び	委託者の環境にパソコン及びデータを持込み、作業を行う場合は、書			
データの持込み	面で委託者からパソコン及びデータ持込みにかかる承認を受ける。			
	個人情報保の保護に関する体制を維持することを社内ルールに定めている。			
	契約に係るデータの管理責任者を定め、データへのアクセス状況を記録し、一定の期間保存する。			
	業務の従事者を限定するとともにパスワード等の管理に関する定め			
	来務の促争者を限定することもにバスケード等の旨理に関する定め を整備し、パスワード等の読取防止等を行うための措置を講ずる。			
9.安全管理義務	契約に係るデータを取扱う場所を特定する。			
	データの無断持出し禁止を周知徹底し、やむを得ず、持ち出す場合は、			
	委託者の承認を得たうえで、管理簿等の書面に記録する。			
	紛失、損傷、焼失等の事故が生じないよう安全かつ適切な管理体制を 整備する。			
	パソコンやデータを持ち込む場合、最新のウイルス対策ソフト等の使			

項目	確認事項	チェック欄
	用していることや不正なプログラムが書かれていないことを確認す	
	る。 情報システム(パソコン等の機器を含む。)を使用して個人データを	
	取り扱う場合(インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を	
	含む。)、個人情報を取り扱う情報システムを使用する従業者が正当な	
	アクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証して	
	いるか。	
	委託者から借用したデータは、速やかに返却する。借用したデータを	
10.データの返却・消去	複製・保存した場合は消去し、消去したことが分かる書類を委託者に	
	提出する。	
	契約の履行上、委託者から廃棄指示がある場合の記録媒体等は、確実	
11.記録媒体の廃棄	に物理的に破壊し、又はすべての記録を復元不可能な状態に消去した	
	後に廃棄し、廃棄したことが分かる書類を委託者に提出する。	
	委託者が、契約の履行に関し必要があるときは、受託者及び再委託先	
12.監督及び監査	に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるよ	
	うに、体制等を整備する。	
	従業者に対して、データの保護及び秘密の保持等データの取扱いに関	
13.教育	し履行すべき責務について十分な教育を行う。	
	教育の実施状況を記録する。	
14.事故発生の報告義務	安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生	
14.争以光土の報日報仂	した場合等に備え、直ちに委託者へ通知、報告できる体制を整備する。	
	委託者の承諾なしに、業務を第三者に委託し又は請け負わせない。	
15.再委託の禁止	委託者の承諾を受けて再委託した場合は、再委託者に本契約の規定を	
	遵守させる。	

個人情報取扱状況の確認書(実地検査)

契約	契約件名				受注者名		
確認	確認方法 実地検査		検査	受注者が取り扱う個人情報の内容			
		点検	項目		点検結果	点検した内容を具体的に記載 ※点検結果が「否」である場合は、「不適切箇所 に関する報告書」を提出させること	
	1	受注者における業務責任者及び事務従事者の管理体制及び実施体制	・履行時の責任者・業務重視者の管理・ 約書、仕様書に沿って適切に行われてい ・委託先から事前に届出されている責任 者の管理体制・実施体制の内容に相違い	\るか £者・事務従事	適・否		
	2	個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等	・契約書、仕様書に沿って適切に行われ	いているか	適 ・ 否		
	3	個人情報の複製等の制限	・契約書、仕様書に沿って適切に行われ	こているか	適 · 否		
	4	委託終了時における個人情報の消去及 び媒体の返却	・契約書、仕様書に沿って適切に行われ われる体制となっているか)	にているか(行	適 · 否		
	5	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	・契約書、仕様書に沿って適切に行われ われる体制となっているか)	にているか(行	適 · 否		
	6	契約書等において独自に規定している 事項(規定している場合のみ)	・契約書、仕様書に沿って適切に行われ	- ιているか	適・ 否		
	7	再委託を禁止している場合、契約に反し (又は契約書等で再委託(子会社を含む) らず、事前承認なく再委託が行われてい	を行う場合は事前承認が必要となってV	るにもかかわ	適・否		

検査実施日

年 月 日

受注者検査対応者 検査実施者

 職名:
 所属:

 氏名:
 氏名:

個人情報取扱状況の確認書(書面検査)

契約件名		受注者名				
確認方法		委託先からの報告書及び	関係書類等による点検	受注者が取	なり扱う個人情報の内容	
		点検	項目		点検結果	点検した内容を具体的に記載 (根拠となる規律等がある場合はその規律等 名を記載し規律等を添付してください)
	①	受注者における業務責任者及び事務従事者の管理体制及び実施体制	・履行時の責任者・業務重視者の管理・ 約書、仕様書に沿って適切に行われてい ・委託先から事前に届出されている責任 者の管理体制・実施体制の内容に相違い	いるか £者・事務従事	適・否	
	2	個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等	・契約書、仕様書に沿って適切に行われ	こているか	適・否	
	3	個人情報の複製等の制限	・契約書、仕様書に沿って適切に行われ	いているか	適・否	
	4	委託終了時における個人情報の消去及 び媒体の返却	・契約書、仕様書に沿って適切に行われ われる体制となっているか)	にているか(行	適・否	
	5	個人情報の漏えい等の事案の発生時に おける対応	・契約書、仕様書に沿って適切に行われ われる体制となっているか)	にているか(行	適・否	
	6	契約書等において独自に規定している 事項 (規定している場合のみ)	・契約書、仕様書に沿って適切に行われ	こているか	適 ・ 否	
	7	再委託を禁止している場合、契約に反し (又は契約書等で再委託(子会社を含む) らず、事前承認なく再委託が行われてい	を行う場合は事前承認が必要となってい	いるにもかかわ	適・否	

(回答日)

年 月 日 上記のとおり報告します。

受注者検査対応者

職名: 氏名:

不適切箇所に関する報告書

職名: 氏名:

1. 不適切箇所に関する概要
(1) 委託先及び再委託先の事業者名 ※委託、再委託の別も記載
(2) 契約件名および委託業務の内容
(3) 委託先に引き渡した個人データ又は本業務に関して委託先が収集若しくは作成した 個人情報の内容及び本人の数 ※・個人情報の内容は、氏名、住所などの項目を記載 ・本人の数は、延べ人数でなく実人数を記載
(4) 契約における再委託の制限の内容 ※再委託先の事案の場合のみ記載
(5) 不適切と判断された事項
(6) 不適切な事案が発生した時期(年月日)及びその期間
(7) 不適切な事案に係る被害状況 ※個人情報の漏えい、滅失、毀損の有無(そのおそれを含む)等について記載
(8) 本人への連絡等の状況
(9)公表・事案の公表 □有り(予定を含む)公表(予定) 年 月 日 □無し□未定
・公表方法 ※「有り(予定を含む)」を選択した場合のみ記載 □web サイトに掲載 □記者会見 □記者クラブと畝の資料配布 □その他()
2. 対応策
(1) 委託先 (再委託先) に対して講じた措置等 ※違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項等に関する措置等について記載
(2) 再怒防止柵笙

取り扱う個人情報の項目

○○契約に基づく○○業務の受託業務の処理に当たっては、次に掲げる個人情報に限り 取り扱うことができるものとし、当該個人情報以外の個人情報の収集、保有、使用その他の 取扱いをしてはならない。

(1) 受託業務の処理のために甲から提供される次の個人情報

	項目	理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

(2) 受託業務の処理のために収集する次の個人情報

	項目	理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

年 月 日

豊島区長 〇〇 〇〇

個人情報の外部提供に係る承認依頼

○○契約に基づく○○)業務の受託業務の処理に当たって取り扱うことと	こしている個人情
報について下記の通り、	例外的な外部提供を認めていただきたく通知する	0

- (1) 提供する個人情報
- (2) 提供先の名称
- (3) 提供先の利用目票的
- (4) 利用方法
- (5) 利用期間
- (6) その他

年 月 日

通知者

(※ 住所、氏名(委託先が法人の場合は、①法人名、 ②法人代表者肩書、③法人代表者氏名)のこと)

上記について、承認する。

年 月 日

承認者

豊島区長 〇〇 〇〇

|-||]

取り扱う個人情報のうち複写若しくは複製を認められる項目

○○契約に基づく○○業務の受託業務の処理に当たり取り扱うとされている個人情報のうち、下記について複写又は複製を認める。

(1) 受託業務の処理のために甲から提供される次の個人情報

	項目	理 由
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

(2) 受託業務の処理のために収集する次の個人情報

	項目	理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

/─		
年		日
	/1	\vdash

豊島区長 〇〇 〇〇

印

取り扱う個人情報のうち事業所内からの持ち出しを認める項目

○○契約に基づく○○業務の受託業務の処理に当たって取り扱う個人情報のうち、下記については事業所からの持ち出しを認める。

(1) 受託業務の処理のために甲から提供された次の個人情報

	項目	理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

(2) 受託業務の処理のために収集した次の個人情報

	項目	理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

/─		
年		日
	/1	\vdash

豊島区長 〇〇 〇〇

印

取り扱う個人情報のうち廃棄することを認める項目

○○契約に基づく○○業務の受託業務の処理に当たり取り扱った返却義務のある個人情報のうち、下記について廃棄することを認める。

(1) 受託業務の処理のために甲から提供された次の個人情報

	項目	理 由
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

(2) 受託業務の処理のために収集した次の個人情報

	項目	理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

年 月 日

豊島区長 〇〇 〇〇

印

個人情報の外部提供に係る報告書

〇〇梦	ឱ約に基づく○○業務の受託業務の処理に当たって取り扱うこととしている個人情
報につい	って、下記理由により事前承諾を得ずに、例外的な外部提供を行ったため報告する。
(1)	事前承認を得ずに外部提供を行った理由
(2)	提供する個人情報
(3)	提供先の名称
(4)	提供先の利用目的
(5)	利用方法
(6)	利用期間

報告を行う者

(7) その他

年 月 日

(※ 住所、氏名(委託先が法人の場合は、①法人名、 ②法人代表者肩書、③法人代表者氏名)のこと)

持ち出し確認簿

	持ち出す対象			持ち出し時								返却時				
No.	情報名	媒体	年月日	時刻	寺ち出し者	持ち出し先	持ち出し理由		持ち出し方法	返却予定日	確認者	年月日	時刻	担当者	返却予定超過の理由	確認者
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10							-									

個人情報の消去又は廃棄記録簿

	情報名	担当者氏名	処理日		## / +-	消去/	処理方法		
			年月日	時間	媒体	廃棄	*自己処理の場合は手順の詳細や写真等を添付し、廃棄物事業者 に委託した場合は <u>マニフェスト</u> の写しを添付すること。		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

年 月 日

豊島区長 様

○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○

個人情報の(消去・廃棄)に関する報告書

年 月 日に契約を締結した「○○○○委託」に係る個人情報について、下 記のとおり(消去・廃棄)しましたので報告します。

記

- 1. 個人情報の内容
- 2. 消去又は廃棄の種別
- 3. 消去又は廃棄を行った日時
- 4. 担当者職・氏名

(注) この報告書を提出するときは、自己処理を行った場合はその手順の詳細及び写真等、 廃棄物処理業者等に委託した場合は<u>マニフェスト</u>等の消去又は廃棄の状況が確認できる 資料を添付してください。

個人情報の取扱いに係る安全管理措置

○○契約に基づく○○業務の受託業務の処理に当たって取り扱う個人情報については、 下記の安全管理措置を講じること。

個人情報の保護に関する法律により、委託先<u>に</u>は、区と同等の安全管理措置が求められる。

具体的な安全管理措置の内容は、個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利 利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、個人情報の取扱状況(取り 扱う個人情報の性質及び量を含む。)、個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリス クに応じて、必要かつ適切な内容としなるよう、以下の安全管理措置を講じるべき内容の 例を参考に定めること。

(以下、安全管理措置を講じるべき内容の例)

- 1. 組織的安全管理措置
 - ① 組織体制の整備
 - ② 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
 - ③ 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
 - ④ 漏えい等の事案に対応する体制の整備
 - ⑤ 個人情報の取扱い状況の把握及び安全管理措置の見直し
- 2. 人的安全管理措置
 - ① 従事者の教育
- 3. 物理的安全管理措置
 - ① 個人情報を取り扱う区域の管理
 - ② 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
 - ③ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
 - ④ 個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄
- 4. 技術的安全管理措置
 - ① アクセス制御
 - ② アクセス者の識別と認証
 - ③ 外部からの不正アクセス等の防止
 - ④ 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止
- 5. 外的環境の把握
 - ① 保有個人情報が取り扱われる外国の特定
 - ② 外国の個人情報の保護に関する制度等の把握